

発委第2号

平成30年12月3日提出

淡路市議会議長

太田善雄様

提出者 淡路市議会運営委員会

委員長 戸田雄士

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例の件について

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

（提案理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が施行され、平成31年3月1日から、市議会議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、市長の選挙と同様に、候補者が、選挙運動用ビラを頒布することができることとされた。

これを受け、市議会議員及び市長の選挙運動用ビラ作成の公営に必要な事項を定め、あわせて、選挙運動用ポスター作成に係る公費負担額を見直すため、この条例を制定するものである。

淡路市条例第 号

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成24年淡路市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」の右に「、第142条第11項」を、「使用」の右に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第2条中「31,300円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額」を「第4条に定める額」に改める。

第3条中「同一」を「一」に、「使用に係る」を「使用に関し」に改める。

第4条第1号中「31,300円を」を「64,500円を」に、「31,300円とする。」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「15,300円を」を「15,800円を」に、「15,300円とする。」を「15,800円」に改め、同号イ中「6,000円」を「7,560円」に改め、「前日」の右に「（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、その事由が生じた日）」を加え、同号ウ中「10,000円を」を「12,500円を」に、「10,000円とする。」を「12,500円」に改める。

第5条中「及び」を「に定める契約と同条」に、「契約のいずれも」を「契約との」に、「いずれかの」を「いずれか一の」に改める。

第9条中「に定めるもののほか、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「の施行」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「590円を超える場合には、590円とする。」を「525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場（淡路市議会議員及び淡路市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成17年淡路市条例第7号）の規定により設

置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額に、「1.2を乗じて得た」を「相当する」に、「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「係る」を「関し」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「590円に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場(淡路市議会議員及び淡路市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成17年淡路市条例第7号)の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数に1.2を乗じて得た数(1枚未満の端数があるときは、これを1枚とする。以下同じ。)を超える場合には、当該1.2を乗じて得た数とする。以下同じ。)を乗じて得た金額」を「第11条に定める額」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、第8条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動

の公営に関する条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

